

除 排 雪 作 業 仕 様 書

I 適用範囲

- 1 本仕様書は、構内他除排雪作業に適用するものとする。
- 2 本仕様書に定めのない軽微な事項について、発注者又は発注者の監督員は、受注者に指示することができるものとする。

II 作 業

- 1 チャーター予定の機種等及び予定時間数並びに作業場所は、契約単価表及び除排雪作業図面による。
- 2 受注者は、この契約履行に必要な現場代理人を選任のうえ、運転着手前に発注者に通知するものとする。ただし、現場代理人と運転者はこれを兼ねることができる。
- 3 現場代理人及び運転者は、運転現場において発注者の指示監督にしたがい、運転に必要な一切の事項を処理しなければならない。
- 4 受注者は、発注者の指示監督により、機械を運転（以下単に「運転」という。）するときには、受注者又は受注者の運転者により運転するものとし、この運転に必要な燃料・人件費・修繕費・保険料・その他一切の経費は、受注者の負担とする。
- 5 発注者は、計画書等に基づき、受注者に運転実施を指示する。
- 6 受注者は、常に除排雪作業に従事できるよう、準備体制を整えなければならない。
- 7 受注者は、除排雪予定箇所に概ね15センチメートル以上の降雪があったときは、発注者の交通の支障とならないように、除排雪を行うものとする。但し、15センチメートル以下の降雪であっても、交通等の障害となる場合は、発注者又は発注者の監督員の指示により出動するものとする。
- 8 発注者は、緊急を要する場合であって、計画書等に明示されていない運転を必要とするときは、前項の規定にかかわらずその都度受注者に指示することができるものとし、受注者は、やむを得ない事由がある場合のほか、これを拒んではならない。
- 9 受注者は、災害及び危険防止上特に必要と認めるときは、あらかじめ発注者の了承を求めて運転指示以外の運転を行うことができる。ただし、緊急やむを得ないときは、受注者は、独自の判断で上記の運転を行うことができる。これらの場合の運転は、発注者が認めるものに限り、運転時間に算入するものとする。
- 10 受注者は、除排雪作業に出動するとき及び除排雪作業を完了したときは、その旨を発注者又は発注者の監督員に連絡しなければならない。
- 11 発注者は、受注者の運転の内容について、1日を単位として、運転開始及び終了の時刻、その他必要な事項を確認するものとする。
- 12 発注者の認めない運転時間、代替車両の運送時間及び発注者の責に帰さない事由による運転休止時間及び休憩時間は、運転時間に算入しないものとする。
- 13 受注者は、現地の状況により、本契約に係る除排雪車両(以下「契約車両」という)のみで交通確保ができないとき、又は契約車両の故障等により、除排雪作業が不能のときは、発注者又は発注者の監督員の承認を得たときに限り、新規に除排雪車両を使用することができる。
- 14 前項の場合において、契約車両の代替車両は、原則として契約車両と同程度の機能を有するものとするが、契約した1時間当たりの除排雪単価(以下本項において「当初契約単価」という)以上の機種を使用したときは、当初契約単価の機種と見なし、当初契約単価未満の機種を使用したときは、発注者が、あらかじめ機種ごとに定めた単価に変更するものとする。

Ⅲ 除排雪作業の安全管理等

- 1 除排雪作業の安全管理及び除排雪作業に伴う技術指導は、受注者の責任において行うものとする。
- 2 受注者は、構内道路、駐車場、環境緑化木等の状態を常に確認し、除排雪作業開始前に危険な箇所の点検を行い、事故防止に努めなければならない。
- 3 受注者は、除排雪作業に必要な免許証を所持し、必要な技術を有する運転員を配置のうえ、作業に従事させなければならない。
- 4 受注者は、必要に応じ運転助手を配置し、除排雪車両の誘導に従事させなければならない。
- 5 受注者は、発注者の指示監督にしたがうほか、労働安全諸法令等を遵守して運転を実施するとともに、発注者又は監督職員の許可なくして、長時間にわたって他の交通を妨害する等、公衆に迷惑を及ぼす等の行為をしてはならない。

Ⅳ 報告書の提出

受注者は、作業実施後速やかに作業実施要領の3に定める作業報告書及びその他必要な資料を発注者の監督員に提出しなければならない。

なお、作業報告書等の提出は1ヶ月を単位とした提出でもよいものとする。

Ⅴ 代金の請求

- 1 受注者は、チャーター期間中であっても、検査済既部分に対し、月1回を限度として代金の支払いを請求することができるものとする。
- 2 支払いの対象となる運転時間は15分を単位とし、29分以下は15分に、44分以下は30分に、59分以下は45分に、それぞれみなすものとする。ただし、14分以下はこれを切捨てるものとする。

Ⅵ 契約の変更及び満了

- 1 発注者は次に掲げる理由が生じて事業内容を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して契約の変更を行うことができるものとする。
 - (1) 履行期間内であって、緊急を要する場合、緊急やむを得ない場合及び運転の変更に伴い、契約予定金額に達しても予定の作業が終了できないと判断したとき。
 - (2) 契約以外の建設機械等を使用する必要が生じたとき。
- 2 履行期間満了の日以前に、契約書記載の契約予定金額に達した場合は、その予定金額に達した時をもって、本契約は満了したものとみなす。

Ⅶ 事故報告

受注者が機械の駐車中又は運転中に、第三者に損害を与えた事故が発生したときは、事故の内容及び処置について、遅延なく発注者に報告しなければならない。